

平成 23 年 11 月 8 日

各 課 長 等

町 長

平成 24 年度予算編成方針について

1 経済情勢等

わが国の経済状況は、先に内閣府が取りまとめた「月例経済報告」によると、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは緩やかになっている。先行きについては、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れした場合や為替レート・株価の変動によっては、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」と報告がなされており、依然として不安定な経済環境にあります。

2 国政の動向等

国においては、平成23年8月12日に「中期財政フレーム」の改定を閣議決定しましたが、このなかで平成24年度予算において、新規国債発行を平成23年度当初予算の44兆円を上限とすること、国債費等を除いた歳出規模を同予算の71兆円程度を実質的な上限とすることとし、財政健全化の取り組み継続と歳出抑制方針を確認しています。また、概算要求基準では、7,000億円規模の特別枠「日本再生重点化措置」を設定する方針が示され、再生可能エネルギーの開発などの新成長戦略、教育や雇用などの人材育成、地域活性化、安心・安全社会の実現の4分野に対して予算の重点配分が行われることとなっています。

地方財政については、「財政運営戦略」の財政運営の基本ルールを踏まえた中期財政フレームに基づいて、概算要求においては、地方財政への一定の配慮が継続され、地方交付税が1.6%減の17兆886億円、臨時財政対策債が7.8%増の6兆6,397億円と実質的な地方交付税は概ね前年度程度の要求額となっているなど、一般財源総額は平成23年度の水準を下回らないような要求となっています。

しかしながら、国の概算要求の状況は東日本大震災の復興・復旧経費の影響もあり、要求総額が98兆円を超え過去最大となり、「歳出の大枠」を大幅に超過している状況です。

さらに、今後の経済情勢や財源確保の課題もあり、今後の予算編成も不透明な要素が多いことから、国の動向を注視しつつ、できる限りの情報収集を行っていく必要があります。

3 本町の財政状況等

このような状況の中、本町の財政状況を見てみると、平成 22 年度決算における財政健全化判断の各比率は、改善傾向にあり全て健全段階にあるものの、財政状況の実態は、経常的な収入の 8 割弱が経常的な支出（人件費、扶助費、公債費等）に充てられており、また、収入の 7 割強が地方交付税をはじめとした国や北海道から交付される依存財源で賄われており、脆弱な財政構造は従来から変わっていない状況にあります。

本年10月末現在における平成24年度の財政見込みでは、厳しい経済状況などを受けて、町税の減収をはじめ、特に地方交付税においては、平成23年度において人口減等の影響を受けて前年対比2.0%の減となったことや平成24年度の概算要求試算額では、前年度比1.6%の減という状況にあり、歳入においては、大幅な一般財源の減収が避けられない状況にあります。一方歳出面では、公債費の償還が減少傾向で推移していくことや、これまでの行財政改革の成果が反映されてきたものの、厳しい経済・雇用情勢や急速な少子高齢化への対応や近年の大雨災害に対しての恒久的な対応、また様々な地域課題に向けた財政需要が喫緊の課題であることから、平成24年度においては大幅な財源不足が予測されるところです。

4 平成24年度の予算編成

平成24年度の予算編成にあたっては、第5次上富良野町総合計画に掲げる「5つの暮らし」の実現とあわせて、私が町民の皆様とお約束した「5つの政策」を具現化していくためにも、収支均衡の財政構造は極めて重要であり、将来の財政規律も見据えた中・長期的な視点に立った予算編成が求められます。町民生活の実態をしっかりと把握した中で、各事務事業の評価検証のもと取捨選択と効率的な執行を図り、さらには町民との協働の視点にたった行政運営を推進し、それぞれの事務事業が最小の経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このことから、各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップ&ビルドの促進などを目的とした「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」を継続していくとともに、目指すべきまちづくりの方向に沿って、より高い行政効果を発揮していくための財源として「政策調整枠予算」を確保し予算編成を進めることとします。

以上の基本的な方針を踏まえ、具体的には次のとおり予算編成に取り組むこととします。

〔予算編成の基本的な考え方〕

1 第5次上富良野町総合計画の推進

「四季彩のまち・かみふらの 風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画に示した「人や地域とつながりのある暮らし」「穏やかに安心して過ごせる暮らし」「快適で楽しく潤いある暮らし」「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」の5つの暮らしづくりに向けて、これまで取り組んできた事業や、これから取り組むべき事業の評価検証を行いながら、実施計画の整理とあわせて、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、平成24年度に実施すべき事業を厳選すること。

2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助共助公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」「住民参画」「協働」が繰り返し実践されることで、「自助共助公助」という相互補完のしくみが実現するよう、この3原則を念頭に、それぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

3 5つの公約

「未来につながる希望のもてるまちづくり」を進めるため、町民と約束した「自主自立」「自衛隊との共存共栄」「福祉・医療の充実」「子育て支援・教育の充実」「産業に希望と活力」の5つの政策について、その実現に向けた取組みは、第5次総合計画が目指す5つの暮らしづくりにつながるものであり、事務事業の選択にあたっては、この政策との連動について考慮すること。

4 行財政の改革・改善

健全な財政基盤を維持しつつ、「協働」を町民共有のキーワードとしたまちづくりを進めていくため、効率的、効果的な行政運営に向け、その仕組みを絶えず見直し改善していくことが求められます。

「上富良野町政運営改善プラン」を基本とし、これまでの取組みの中で組織決定してきた個別の方針については、その取組みを着実に進めること。

(1) アウトソーシング基本方針 (H17.9.30 決定)

同方針により、事務事業・業務区分ごとに取り組み成果を反映すること。

(2) 補助金等の整理合理化方針 (H17.10.20 決定)

負担金の整理合理化方針 (H18.9.29 決定)

(3) 事務事業評価試行実施の反映 (H20.8.11、H21.7.31、H22.7.30、H23.7.29 決定)

事務事業ごとの評価結果に基づく、改善方向に沿った内容を反映すること。

5 予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)の強化

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップ&ビルドの促進などを目的に、平成19年度予算編成から導入した、一部経費について各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式(各課自立型予算編成方式)」を継続強化するので、各課においては、移譲された予算編成権に基づき、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、課内・班内での調整作業を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと(各課の配分額については別紙のとおり)。

6 政策調整枠予算の戦略的・重点的活用

「第5次総合計画」「自治基本条例」に掲げる「住み続けたいまち」づくりの推進に向けて、人口の定着や時代の要請に応える上で、必要と判断する政策を実現していくため、政策調整枠予算を設ける。平成24年度の予算編成にあたっては、町長の公約を含めた指示事項(予算査定時、議会審議時等)や、政策調整会議における事務事業評価の内容を踏まえ、政策調整枠予算を活用していくこととする。特に、次の項目に沿った内容の事業化に向けて重点的に配分していくこととするので、各課において、新規事業など政策判断を求める事業を整理すること。

なお、新規事業等については、事前に政策調整会議における協議に図り、組織決定していくこと。

(1) 経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策

地域経済は極めて厳しい状況にあり、経済・産業・雇用の活性化に向けた支援策の強化。特に、基幹産業である農業の体質強化とあわせて安心安全な農畜産物の生産及び付加価値をより高めるために、農・商・観の産業連携を強化し、相乗効果を高める事業。

(2) 福祉施策の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等「隅々まで光の届くまちづくり」に向けて、支援の必要な課題に沿った福祉施策の充実。特に様々なハンディを抱えながら生活している方々の自立に向けた支援事業。

(3) 住民活動の活性化

地域住民活動の活性化に向けて、特に地域における支えあい活動や、支え合いの仕組みづくりに向けた支援事業。さらに、自主防災活動の活性化に向けた事業。

(4) 省エネルギー対策の推進

「地球温暖化対策上富良野町推進計画」「上富良野町省エネルギービジョン」に基づく具体策の推進。

7 地域経済の活性化の推進

依然として続いている地域経済の深刻な状況を背景とした町民生活に密接にかかわる課題の解決は、極めて緊急性が高く、「地域経済の活性化に資する施策、事業の展開」を予算編成の基本として位置付け積極的に取り組むこと。

また、地域経済の活性化は、各課が所管する事業の実施を通して直接的・間接的に実現されていくものであり、全課横断的に共通するテーマであることから、本来的には経済活性化を目的としていない教育・文化、環境、福祉、保健・医療など住民生活にかかわる様々な分野において施策を実施する際にも、そこに内包される経済効果に着目し、経済活性化につながるあらゆる可能性を追求していくという基本姿勢に立ちながら、事業手法等の再構築を図ること。

8 持続可能な財政構造の再構築

本町の財政構造は、平成20年度以降の予算編成においては、目標に掲げていた「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」に一定の成果が見られる状況になっていましたが、平成24年度以降の財政見込みにおいては、大幅な財源不足が予測される場所です。

このため、一般事業はもとより既に政策決定している事業であっても費用対効果を把握し、事業の目的、効果、財源措置などを改めて検証したうえで、事務事業全般にわたり「選択と集中」により実施や継続の是非を判断し、真に必要な事業を厳選するなど、持続可能な財政構造の再構築を推進すること。

〔 予算編成留意事項 〕

1 基本事項

- (1) 前述の「 予算編成の基本的な考え方 」の各項目を着実に推進し、 予算にその効果を反映すること。
また、 年度途中の補正については、 制度改正に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 国の大幅な制度改正が予測される中、 国の動向を十分注視し情報収集に努め、 制度改革等念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するなど、 遺漏のないよう対応すること。
- (3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、 適正な地方負担額を見積もるものとし、 町単独での上乘せの負担は原則認めないものとする。
- (4) 試行実施している事務事業の評価結果に基づき、 各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、 十分に検討を加え、 改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、 町民の皆様からいただいた意見や要望については、 十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、 特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、 その支消の考え方を明確化すること。 特に、 ふるさと納税制度による寄附については、 ふるさと応援基金をはじめ、 寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、 その意向に沿った活用を図ること。

2 歳入に関すること

歳入は、 決算見込み額で計上すること。 また、 自主財源の確保を積極的に図るとともに、 国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、 今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、 徴収率の向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、 社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、 その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、 適正額で見積もること。
- (4) 町債については、 適債性を確保するため企画財政班と十分協議した上で、 適正額を見積もるとともに、 財政措置のある地方債メニューの活用を努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、 最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、 不断の見直しを図ること。

また、 例年の決算状況を見ると、 多額の不要額が生じているので、 歳入同様決算見込

み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的事業等（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところですが、今後政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図ります。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「平成 24 年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。